



令和6年12月27日

報道関係者各位

佐賀県 武雄市役所

## 令和6年（受）第2082号損害賠償請求事件 (受動喫煙訴訟)に係る最高裁判所決定について

令和6年（ネ）第110号損害賠償請求控訴事件（令和6年7月4日判決言渡、福岡高等裁判所）に対し、一審原告から上告受理の申立てがありましたが、令和6年12月25日付けで最高裁判所において上告を受理しないという決定が行われ、本件はこれをもって終結となりましたので、お知らせいたします。

### 記

#### ○主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

#### ○市長コメント

今後も引き続き、必要な受動喫煙防止対策を講じてまいります。

#### — 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市総務部財政課 TEL 0954-23-9320

武雄市総務部総務課 TEL 0954-23-9315